沖縄県個人情報保護審査会答申第 45 号 概要

| | THE THE REPORT OF THE STATE OF |
|----------|---|
| ①件 名 | 知事における個人情報の取扱いに関する沖縄県個人情報保護条例第7条第3項に基づく本人外収集及び同条例第8条第2項の規定に基づく目的外提供について |
| ②実施機関 | 提供元:沖縄県知事(子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課) 提供先:臓器の移植に関する法律に基づき、臓器を提供しようとする 医療施設 |
| ③提供の目的 | 18 歳未満の児童からの臓器提供を行う施設から児童虐待や家庭における配偶者暴力(以下「児童虐待等」という。)に関する情報の照会が来たときに、適切に対応し、必要最小限の情報を提供することにより、虐待を受けた児童が死亡した場合に、当該児童から臓器が提供されることがないよう、臓器移植の運用に資する。 |
| ④諮問理由 | 沖縄県個人情報保護条例(平成 17 年沖縄県条例第 2 号)第 8 条第 2 項 の規定に該当 |
| ⑩諮問年月日 | 平成 27 年 7 月 22 日 |
| ⑪答申年月日 | 平成 27 年 10 月 7 日 |
| ⑫答 申 内 容 | ○ 審査会の結論 条例第7条第3項第10号に基づく個人情報の本人からの収集の原則の 例外に関する事項及び条例第8条第2項第6号に基づく利用及び提供の 制限の例外に関する事項については、必要なものと認められる。 |
| | ○ 審査会の判断理由(概要) 当該照会は、臓器提供施設において、臓器提供を検討している児童が 被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提 供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等 に関する情報を照会するというものである。このとき、児童相談所が保有 する児童虐待等に関する情報を提供しなければ、その判断材料が不足し、 結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となるもの と思われる。 |
| | また、当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、臓器提供施設がそれらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らない。したがって、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、当該事実に係る個人情報を児童相談所から収集することが必要であり、かつ合理的である。 |